

[93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%A E%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf\)](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024 年 10 月 追記版)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知:2024 年 11 月 22 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等:

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

タイの首都・バンコク都は国土の中央に位置し、約 1,600 万人(要確認)を超す都市圏人口を擁する、東南アジア地域の中心都市の一つである。バンコク都は、タイの国土の約 3 分の 1 を占めるチャオプラヤ川流域の下流端に位置する低平なチャオプラヤデルタにあり、勾配が 1/100,000~1/50,000 程度と非常に緩やかな地形である。そのため、洪水被害を受けやすく、雨水排水が極めて困難な特徴を持つ。そのような中、バンコク都周辺の急速な都市開発により資産集積が進み、災害リスクが増大している。

そのような状況下、2011 年にはチャオプラヤ川の大洪水が発生し、約 18,000km² の浸水面積、800 人以上の死者、1.4 兆タイバーツ相当の経済被害をもたらした(内、1 兆タイバーツは製造部門における被害)、日系企業 469 社を含む 808 社が入居するバンコク北部の八つの工業団地が浸水し、世界のサプライチェーンに打撃を与えた。バンコク都は King's Dyke と呼ばれる周囲堤で守られていたが、設計時の想定機能は確保されておらず、チャオプラヤ河からの氾濫水がバンコク都に侵入し、内水被害も相まって、長期間の浸水が発生した。

また、バンコク都は、チャオプラヤ川からの外水被害だけではなく、頻繁に不十分な雨水排水による内水被害も顕著である。雨水排水施設は整備途上であり、雨期には標高が低いエリアを中心に湛水が頻発し、道路交通や経済活動が麻痺する。伝統的に水路を縦横無尽に建設しているが、実施機関間の連携不足や水路の流下能力不足に加え、排水先の水位を考慮した検討もなされていない。このような雨水排水対策の進捗の問題に加え、さらに加速する都市化や近年の気候変動等による降雨量増加も相まって、浸水エリアや浸水時間が拡大している。

タイ政府は、第 13 次経済社会開発計画(2023 年度~2027 年度)で、開発重点目標の一つに、「国際的な変化やリスクへの対応能力の強化」を掲げ、気候変動への対応を重要視している。また、目標実現の開発マイルストーンとして、「自然災害及び気候変動のインパクトの緩和」を掲げ、災害リスクの低減等に取り組む姿勢を明確にしている。バンコク都は、1980 年代に JICA の協力により策定した雨水排水マスタープラン¹を基に排水区毎の改善計画を策定し、排水路、ポンプ、調整

¹ 国際協力事業団「バンコク市都市排水対策計画調査」(1985 年)などによるもの。

池、地下トンネル等を自国予算で整備してきている。一方、予算措置は限定的であり、バンコク都における治水対策は途上段階にある。同マスタープランも 40 年以上更新がなく、最新の施設や都市の開発の状況を計画に反映できておらず、バンコク都を三分割した大エリア、またはバンコク都全体の大局的な雨水処理の方針がない。バンコク都職員は個別事業の実施・維持管理の能力は持つが、広域の雨水排水マスタープラン策定経験はなく、同策定に係る更なる能力強化が必要とされている。バンコク都の外水氾濫のリスクを高めないチャオプラヤ川など雨水排水先との関係性を考慮した運用に改善の余地がある。

このような状況下、タイ政府は、雨水氾濫リスク削減に資する雨水排水マスタープラン策定に関する能力向上を目的とした「バンコク首都圏における洪水対策の統合マスタープラン策定プロジェクト」(以下「本事業」という。)を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査は(以下「本調査」という。)は、本体技術協力プロジェクトで実施する雨水排水マスタープランや排水区毎の事業計画の策定、施設の運用改善等に必要な具体的作業項目の絞り込み並びに適正な作業量及び検討内容の精査を目的とするものである。なお、本調査期間中でタイ政府と協議した内について容を協議議事録(Minutes of Meetings。以下「M/M」という。)にて確認する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2024 年 12 月中旬～2024 年 12 月下旬)

- ① タイ側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA 防災・復興グローバルアジェンダを理解する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ等との打合せ(対処方針会議等)に参加する。
- ③ 担当分野について、現地調査で収集すべき情報を検討し、タイ側関係機関及び他ドナーに対する質問票(案)(英文)をそれぞれ作成する。なお、作成した質問票(案)は現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議の上、決定する。その後の質問票の配付は JICA が行う。
- ④ 担当分野の調査工程(案)及び本体調査の枠組み(案)を検討し、現地渡航

前に JICA に提出し、その内容を協議し、決定する。特に(2)③)に先立ち、収集情報リストを作成し、JICA と協議する。なお、過去の JICA 報告書や JICA が事前に収集した情報を活用し、重複のない効率的な調査工程(案)を検討する。

(2) 現地業務期間(2025 年 1 月中旬～2025 年 2 月上旬)

- ① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② 現地渡航前に配付した質問票への回答を回収する。
- ③ 想定される本体調査の事業内容について、特に環境社会配慮が必要な事項を確認する。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)」(以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。)に基づき、環境所掌官庁等を対象に環境社会配慮に関する以下の事項の現状把握及び資料・情報の収集、分析・検討を行う。
 - ア) 環境社会配慮に係る行政組織、法制度、政策、計画
 - イ) 環境社会配慮に係る関係機関・関係部局の役割・責任分担、業務・手続きフロー等
 - ウ) 他ドナーによる開発分野の環境社会配慮上留意されている内容・実績及び現状の確認
- ④ JICA 環境社会配慮ガイドラインによるカテゴリ分類に基づく以下の項目を検討する。特に、その際には、「雨水排水計画」団員のマスタープランのイメージ(特に対策のイメージ)を考慮して検討する。
 - ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮調査の TOR 案の作成。
- ⑤ 本体技術協力で検討する雨水排水計画マスタープラン及びパイロット排水区の事業計画の策定に際し、JICA 環境社会配慮ガイドラインで求められる手続きが必要になることをタイ側に説明し、本調査期間中に事前合意を得るための支援を行う。
- ⑥ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き(防災)に準じ、バンコク都における防災分野の観点からの男女の役割の違い、ジェンダー格差関連情報(実施機関・関係機関の職員男女比等を含む)、災害弱者に関する情報を収集する(なお、洪水対策において配慮すべき文化・社会規範・慣

習を確認することに留意)。

- ⑦ 担当分野に係る本体技術協力事業の協力枠組み(案)、調査工程(案)、実施手法(案)、投入規模(案)、先方政府負担事項(案)を検討する。
- ⑧ 担当分野に関し、本体技術協力事業で想定される現地再委託による作業(案)の特定及び現地再委託の TOR 検討並びに現地コンサルタントに関する情報収集(組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等)を行う。
- ⑨ 担当分野に関する先方政府説明資料作成を行う。また、M/M(案)及び R/D(案)の作成を支援する。
- ⑩ 他団員と協力し、現地調査時の議事録(和文)を作成する。
- ⑪ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タイ事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2025年2月上旬～2025年2月下旬)

- ① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表(案)、リスク管理チェックシート(案)、案件枠組み(案)の作成に担当分野の観点で協力する。
- ② 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る調査結果の取りまとめ資料を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文 3 部)

2025年2月28日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2024年10月追記版)」(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 1 月 13 日～2 月 7 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者より 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 洪水対策(JICA)
- ウ) 協力企画、評価分析(JICA)
- エ) 雨水排水計画(JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 環境社会配慮(本コンサルタント)
- カ) 都市計画(JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舍手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上:あり(日本語-タイ語)(但し、通訳不在の協議がある可能性があります。)

- オ) 現地日程のアレンジ: JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部から配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - JICA地球環境部防災グループ出張報告書(参考資料1)
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「タイ王国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12127171.pdf>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012950.html>
 - ・「タイ国チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路に関する情報収集・確認調査」ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_122_12308615.html

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上